「第42回昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

日時:令和3年6月21日(月)

午前9時30分~午前10時30分まで

場所:昭島市役所本庁舎 4階 402·403会議室

1 本部長挨拶

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症におけるまん延防止等重点措置に対する市の対応について別紙のとおり、決定し、実施をすることとした。

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症におけるまん延防止等重点措置に対する市の対応について

1 まん延防止等重点措置対応期間について

令和3年6月21日(月)~令和3年7月11日(日)

※まん延防止等重点措置期間中

- 2 屋内・屋外施設の利用制限等について
- (1) 屋内・屋外のすべての貸出施設を原則利用可能とし、利用時間は、20時までとする。
- (2) 利用にあたっては、貸室等の利用定員は50%以内とするよう利用者に要請する。
- (3) 開館にあたり、各施設にて感染症拡大防止対策を徹底する。
- (4) 上記制限内容を参考に、各施設ごとにホームページ等で利用にあたっての注意事項等を周知する。
- (5) 予約システム端末(キヨスク)及び印刷機などの利用は、開館時間内のみの利用とする。

公共施設名など	利用制限など						
市民交流センター	利用時間 20 時まで						
松原町コミュニティセンター	利用時間 20 時まで						
勤労商工市民センター	利用時間 20 時まで						
高齢者福祉センター (朝日町・松原町・拝島町)	通常利用可(ただし、入浴施設は利用休止)						
あいぽっく	利用時間 20 時まで(ただし、視聴覚室は利用休止)						
環境コミュニケーションセンター	利用時間 20 時まで						
児童センター(ぱれっと)	利用時間 20 時まで						
青少年交流センター	利用時間 20 時まで						
子育てひろば	通常利用可						
放課後子ども教室(13 か所)	通常利用可(活動場所を制限して利用可:校庭・体育館 のみ)						
市立小・中学校開放(校庭・体育館)	利用時間 20 時まで(ただし、校庭夜間照明設備、特別 教室は休止)						

市立会館(11 館)	利用時間 20 時まで					
総合スポーツセンター	利用時間 20 時まで					
みほり体育館	利用時間 20 時まで					
市民会館・公民館	利用時間 20 時まで					
アキシマエンシス	利用時間 20 時まで(ただし、体育館、理科・家庭科室 は利用休止)					
屋外運動施設等(野球場、陸上競技場、テ						
ニスコート、エコ・パーク、拝島自然公園	通常利用可(ネッツ多摩昭島スタジアムは 20 時まで)					
バーベキュー場等)						
駐車場(昭和公園、エコ・パーク、大神グ	通常利用可(昭和公園駐車場、総合スポーツセンターの					
ラウンド・くじら運動公園等)	入庫は 20 時まで)					

3 市主催の行事 (イベント等) の開催制限について

- (1) 市主催の市民を対象とした行事(イベント等)は、原則中止又は延期とする。
- (2) 中止・延期が困難な行事(イベント等)は都のまん延防止等重点措置のイベント開催制限及び業種別ガイドラインを参考に感染症拡大防止対策を徹底したうえで実施する。

4 その他

- (1) 市民へ不要不急の外出自粛等協力依頼を周知するため、防災行政無線(土、日曜日 及び祝日)、青色パトロールカー及び可燃ごみ清掃車での広報等を引き続き実施す る。
- (2) まん延防止等重点措置期間の自治会への配布物は中止する。

	令和 2 年度										令和3年度				
市町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
昭島市	7	2	3	11	17	10	10	45	104	308	61	38	88	78	30
多摩地域	388	122	95	706	973	714	740	1542	3306	8169	2355	1991	3037	4027	1252

